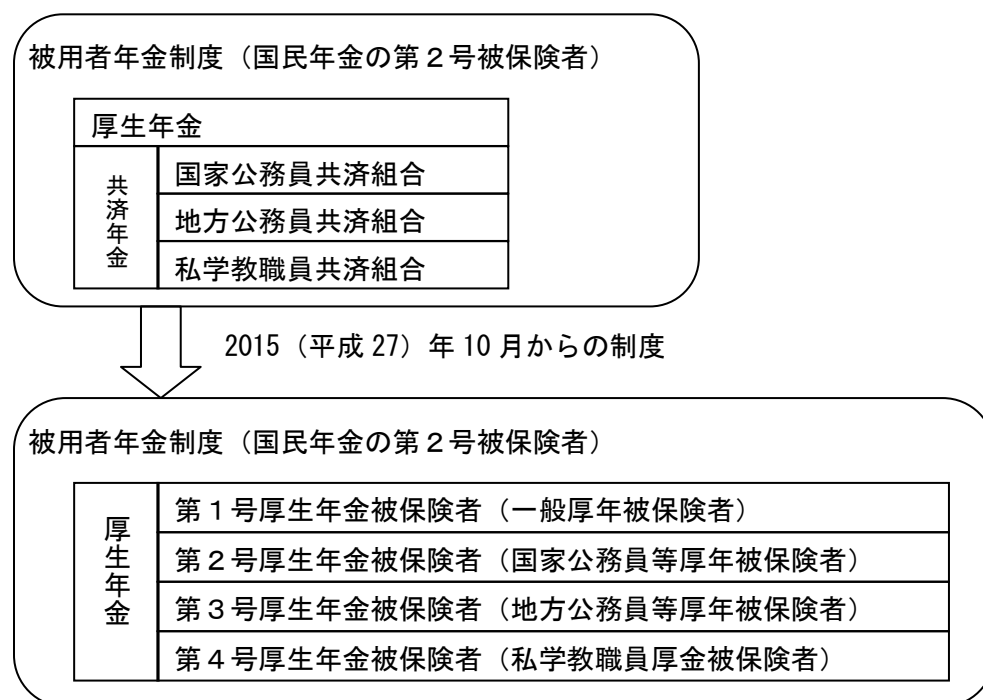


公務員の年金が厚生年金に統一

2015（平成 27）年 10 月から、国家公務員や地方公務員が加入する共済年金と、私立学校の教職員が加入する私学学校教職員共済制度が厚生年金に統一されています。

厚生年金に加入している人はすべて厚生年金の被保険者（国民年金の第 2 号被保険者）となりますが、請求先などが異なるため、厚生年金の中で第 1 号～第 4 号被保険者というように 4 つに分類されます。



また厚生年金との統一により、これまで公務員の年金の方が有利と言われていた次の点が厚生年金と同じ扱いになりました。

1. 「職域加算」の廃止 → 加算部分は新設の「退職等年金給付制度」から受け取る
2. 「未支給年金の給付範囲」の縮小 → 生計を同じくしていた一定の親族に限られる
3. 「遺族年金の転給※」の廃止

※遺族年金の受給権者が複数いて、優先順位の高い人が死亡または失権した場合に

その次の順位の人が受け取ること

他にも細かな点で改正がありました。このように公的年金は何度も改正を行っているため、制度が非常に複雑です。わからないことは、必ず年金事務所で確認しましょう。